

和寒町告示第34号

令和7年4月22日、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例の制定請求を受理したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和7年4月22日

和寒町長 奥 山



1 請求代表者の住所氏名

住 所 [Redacted]
氏 名 今 野 宗 徳

住 所 [Redacted]
氏 名 松 本 秀 樹

住 所 [Redacted]
氏 名 山 本 隆 司

2 和寒町条例制定請求の要旨

別紙のとおり

別紙

請求の要旨

現在、和寒町で進められているふくしのまちづくり基本構想・基本計画による特別養護老人ホームの建替に関する案件について町民の理解が十分に得られておらず、それに対する町民の意思を確認し、反映させるためには住民投票の結果を基に判断することが、最も民主的手法と考えられます。

和寒町は社会福祉法人ゆうゆうと令和6年2月にふくしのまちづくりに関する包括協定を締結。更に令和6年3月に和寒町ふくしのまちづくりに関する基本協定を締結しました。

その協定の中の第5条の(3)に和寒町はゆうゆうが整備する新たな福祉施設の整備に係る費用（基本設計費及び実施設計費、地質調査費、工事管理費、建築主体工事費、電気設備費、機械設備工事費、外構工事費、備品購入費等）について、新たな福祉施設の整備に係る助成金、交付金等を差し引いた額を補助対象経費として、助成するものとする。

(4) ゆうゆうは、新たな福祉施設の運営開始に必要なとなる人材の育成・確保を図るとともに技能習得のための研修等に努めるものとし、和寒町はその費用をゆうゆうと協議の上、新たな福祉施設が運営されるまでの期間、助成するものとする。

2 和寒町は新たな福祉施設の運営にあたり、ゆうゆうと協議の上、新たな福祉施設の運営を妨げる又は妨げるおそれがある場合、収益的収支における損失分について責任を持って支援するものとする。

3 前項の支援期限は、新たな福祉施設の運営開始日が属する年度の翌年度から8年間とする。

となっており、この内容でいくと施設の建設費用約30億円、指定管理料年間約2億円、その他を負担することになります。その負担の内容も助成金、交付金等がいくらあって借入をいくらするのかも概算すら分からないのです。この様な案件を議会で議決もせず淡々と事業が進められているのです。

更にこの様に大きなお金の流れを誰が監査するかも決まっていません。

また、施設の受け入れも町民が優先的に入居出来る訳では無いようです。この状況を憂慮して、町政懇談会・ふくしのまちづくりラボ等で質問してもはっきりと説明していただけない現状なのです。

誰のための施設を町民の負担で建設しようとしているのでしょうか。

そのため、和寒町特別養護老人ホームの建替につき再度考案し、この事案の建物建設に対する予算執行を停止することの是非を問うための住民投票条例の制定を請求致します。